

今後の検討を進めていく上での容器包装リサイクル制度の目的・趣旨の整理

1. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）は、一般廃棄物の減量及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律であり、容器包装廃棄物の分別収集により得られた分別基準適合物の再商品化に係る措置を中心とした制度ではあるが、事業者や消費者における容器包装廃棄物の排出の抑制や、再商品化製品の利用の促進の措置も含むなど、現時点で想定される容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）に係る施策を総合的に進めている制度である。

3Rに係る施策の考え方については、循環型社会形成推進基本法では、資源としての利用は、原材料を効率的に用い、再使用をすることができるものは再使用をし、リサイクルできるものはリサイクルをし、それができない場合は熱回収というように、リデュース、リユース、リサイクル、サーマルリカバリの優先順位を設定し、枯渇性の資源の有効利用や環境負荷の削減を進めるとの考え方をとっている。

プラスチック製容器包装のリサイクルに係る環境保全効果を考える際には、法の趣旨を踏まえて上記のような容器包装廃棄物の3Rを進める視点や枯渇性も考慮した資源の節約効果などを重視していくとともに、目下の喫緊の課題である地球温暖化対策にもかんがみ、省エネルギー型のリサイクルや焼却回避を通じた二酸化炭素削減効果も重視していく必要がある。

2. また、容器包装リサイクル法の基本的な考え方は、一般廃棄物について市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を改め、容器包装の利用事業者や製造等事業者、消費者等が一定の役割を担うことにより、関係各主体の適切な役割分担の下で協力してリサイクルを推進しようとしたものである。

具体的には、生産者が製品が廃棄された後も一定の責任を有するという拡大生産者責任の考え方を取り入れ、事業者には再商品化義務を課すとともに、資源の有効な利用の促進に係る法律に基づき、容器包装廃棄物の分別収集、再商品化の促進措置や再商品化製品の利用に係る義務を規定している。一方、市町村による分別収集や消費者による分別排出の努力を求めるとともに、再商品化費用は製品価格に適切に反映、転嫁され、最終的には排出者たる消費者が負担すべきことが盛り込まれている。なお、拡大生産者責任の考え方については、循環型社会形成推進基本法でも、事業者は、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示も含めた適正な循環利用の促進等の措置を講ずる責務を有するとしている。

プラスチック製容器包装の再商品化手法の在り方を考えていく際には、こうした制度のそもそもの考え方も十分に踏まえて検討していく必要がある。

循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）（抄）

（循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則）

第七条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

- 一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。
- 二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。
- 三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。
- 四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われないものについては、処分されなければならない。

（事業者の責務）

第十一条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。

- 2 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前項に定めるもののほか、製品、容器等であって、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用を適正かつ円滑に行うためには国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれ適切に役割を分担することが必要であるとともに、当該製品、容器等に係る設計及び原材料の選択、当該製品、容器等が循環資源となったものの収集等の観点からその事業者の果たすべき役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、当該分担すべき役割として、自ら、当該製品、容器等が循環資源となったものを引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。
- 4 循環資源であって、その循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その

循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、これについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。

- 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

第十二条 国民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に關し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、前条第三項に規定する製品、容器等については、国民は、基本原則にのっとり、当該製品、容器等が循環資源となったものを同項に規定する事業者適切に引き渡すこと等により当該事業者が行う措置に協力する責務を有する。

- 3 前二項に定めるもののほか、国民は、基本原則にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(再商品化に要する費用の価格への反映)

第三十四条 国は、容器包装廃棄物の減量及び容器包装に係る資源の有効利用を図るために再商品化に要する費用を商品の価格に適切に反映させることが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(再商品化により得られた物の利用義務等)

第三十六条 分別基準適合物の再商品化により得られた物を利用することができる事業を行う者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）で定めるところにより、これを利用する義務を課せられるものとする。

- 2 その事業において容器包装を用いる事業者及び容器包装の製造、加工又は販売の事業を行う者は、資源の有効な利用の促進に関する法律 で定めるところにより、その事業に係る容器包装のうち容器包装廃棄物として排出されたものの分別収集を促進し、及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずる義務を課せられるものとする。